

傍聴される方へのお願い

～会議の傍聴にあたっては、次の事項について遵守をお願いします。～

- 1 会議開催中は、懇話会会長等の指示に従い、静粛に傍聴すること。
(携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴すること。)
- 2 会場において発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用する示威的行為等をしないこと。
- 4 会場において、飲食又は喫煙はしないこと。
- 5 会場内で写真撮影、録音、録画等はしないこと。
(会長等の許可を受けた場合は、この限りでない。)
- 6 その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

※ なお、次のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- ① 酒気を帯びていると認められる者
- ② 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- ③ 上記①～②のほか、会長等が傍聴を不適當と認める者

※ 傍聴者が上記の遵守事項に違反した場合には、退場していただく場合があります。